令和元年度 第6回 国立市子ども総合計画審議会 会議録

会議の概要

開催日時		令和元年12月13日 (金) 19時00分から21時00分まで
開催場所		国立市役所1階 東臨時事務室
出席者の氏名	委員	加藤悦雄(大妻女子大学) 堀井雅道(国士舘大学) 熊川英里(東京都立第五商業高等学校) 佐藤絹子(日本放送協会学園高等学校) 佐藤昌文(市民) 野島美佳 (市民) 羽生久美子(市民)
	事務局	松葉 篤 (子ども家庭部長) 川島慶之 (児童青少年課長) 山本俊彰 (子育て支援課長) 清水 周 (施策推進担当課長)
欠席委員		小林理人(国立市立小中学校校長会) 小澤崇文(国立市私立幼稚園協会) 吉田 順(国立市私立保育園園長会) 中里 敦(公益財団法人東京YMCA)
議事		(1) 「第三次国立市子ども総合計画」重点的取組みの達成状況(中間評価) の報告・評価について (2) 「第三次国立市子ども総合計画」新規重点的取組みについて
傍聴人の数		0名
配付資料		会次第 資料No.1 「第三次国立市子ども総合計画」重点的取組みの達成状況(中間評価) 資料No.2 「第三次国立市子ども総合計画」新規重点的取組 資料No.3 「国立市子ども総合計画審議会」の今後のスケジュール(案)

【会長】 それでは、定刻となりましたので、これより令和元年度第6回の国立市子ども総合計画 審議会を開催いたします。

委員の皆様につきましては、本日7名出席いただいております。国立市子ども総合計画審議会条例第8条第2項では、「会議は、委員及び議案に関係ある特別委員の過半数の出席がなければ開くことができない」となっておりますが、以上のとおり、本日は定足数に達しておりますことをご報告いたします。

それでは、これより開催したいと思います。年末のお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、前回に引き続きまして、国立市子ども総合計画の重点施策、重点的な取り組みの評価をしていくことになりますので、またいろいろとご意見等出していただければと思っております。どうぞ

よろしくお願いいたします。

まず資料の確認をさせていただきたいと思います。事務局よりよろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず次第、A401 枚物があるかと思います。こちらの下部に、配付資料についてNo.3 まで記載しておりますが、そちらに添って3種類の資料があるかと思います。No.1 は、「第三次国立市子ども総合計画の重点的取り組みの達成状況(中間評価)」というA4 横のものでございます。資料No.2 は、「第三次国立市子ども総合計画の新規重点的取り組み」というA4 横のホッチキス止めのものでございます。資料No.3 としまして、子ども総合計画審議会の今後のスケジュール案でございます。その他、冊子等を参考資料として置かせていただいております。過不足等ございませんでしょうか。

【会長】 それでは早速、次第の2番、第三次国立市子ども総合計画重点的取り組みの達成状況、中間評価についてに移らせていただきたいと思います。

まず資料の説明を、事務局よりよろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは資料No.1をご覧ください。委員の皆様に事前に幾つかの資料を送付させていただきましたが、一部、本日配付しているものに、足りていない部分があったりしました。また本日配付分で、事前送付したものから一部修正を加えているものもございますので、机上に置かせてもらったほうをご参照いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

資料No.1につきましては、今、子ども総合計画の中で重点的取り組みとして記載しているもののうち、6つの事業についてあげさせてもらっております。そのうち、事前送付している内容でご覧いただいているであろう4つの件についてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1番初めの、子どもの発達総合支援事業の充実でございます。こちら、冊子の子ども総合計画においては61ページになっていますので、合わせてご覧いただければと思います。

事業の充実につきましては3つ、切れ目のない支援の充実、保護者の早期の気づきに向けた取り組みの強化、国立市子どもの発達総合支援事業連絡協議会の連携体制の強化といったことを、挙げているところでございます。

現状ですが、切れ目のない支援の充実におきましては、組織改正に伴って、母子保健事業と発達支援事業が同じ係内で実施できるようになったことをもって、スムーズな流れが実現したこと、また放課後等デイサービスの事業所との連携につきましては、通所支援事業所連絡会といったもので、連携の強化をさらに図りたいといったことを挙げてございます。

2番目、保護者の早期の気づきに向けた取り組みの強化につきましても、同じように組織改正に伴って支援がスムーズに、案内ができるようになったということのほかに、健診後のフォロー事業、くれよん・ぱすてるという名称となっておりますが、こちらを充実させていくこと、また保護者支援のペアレントプログラムを実施しているといったことで、強化を図っているというふうに示してございます。

3番目、国立市子ども発達総合支援事業連絡協議会の連携の強化につきましては、毎年開催しているものということについて、ここに示させていただいてございます。

こちら、達成度につきましては中と示させていただいておりますけれども、理由につきましては裏面に記載しております。現時点では、就学後から18歳以降も見据えた支援体制構築までには至っていないということを理由として、達成度を中としているものでございます。

今後につきましては、令和2年度に市内に開設予定の児童発達支援センターとも連携して、支援の

充実を図っていくことのほか、他課との連携ですとか、社会資源の変化を踏まえた上で市の機能や役割を再検討するといったことを、記載させていただいているところでございます。

ここで一度切らせていただきますので、ご審議いただければと思います。

【会長】 それでは、まず1つ目の子どもの発達総合支援事業ということで、しょうがいのある子どもに対する支援の充実ということで、現状と現在の達成度、その理由と、今後の見通しというか、今後に向けてということで、ご報告いただきました。

何かこの内容について、ご質問等ございましたら、いかがでしょうか。

【子育て支援課長】 補足で説明させていただければと思います。子育て支援課長の山本でございます。

児童発達支援センターの開設というのが、裏面で令和2年度予定ということで記載させていただいております。この児童発達支援センターのご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、国立市ではしょうがい児福祉計画といったものを策定しておりますが、こちらで令和2年度までに整備していくということが規定されております。内容といたしましては、今、市内に民間で4事業所ほど、児童発達支援の事業所がございます。そういったところではいわゆる通所事業を、市のほうでも「ぴーす」という直営の通所事業所をやっておりますが、この児童発達支援センターでは長時間での通所を行ってまいります。給食などを提供する中で、午前中から午後にわたっての通所事業をやっていく予定となっております。

また広くご相談もお受けする形で、0歳から18歳までのお子さんの発達に関するご相談をお受け していくと。その中で、発達に関する検査もやっていくという内容になっております。

こちらの児童発達支援センターに関しては、市が直営で設置するものではなく、都が設ける都有地 に民間事業者が整備する形になっております。令和2年の秋口に開設予定となっております。

以上でございます。

【会長】 今、民間事業者が4事業者あるということですが、そちらの現存の4事業者と、この児 童発達支援センターの関係というのはどういう感じに。

【子育て支援課長】 児童発達支援センターというのは、センターという名前がついているとおり、いわゆる民間事業者を取りまとめていくといいますか、調整していくみたいな役割も持っていますので、そこは市直営の支援事業も含めてなんですけれども、連携しながら取り組んでいくという形になります。

【会長】 その設置ということが予定されているということですが、いかがでしょうか。

【委員】 質問で、ずれてしまうかもしれないんですけれども、国立市はインクルージョンとかインクルーシブ教育とか、とても強く言っているような印象があるんですけど、どうしても児童発達支援センターとかで分けるような印象を受けてしまうので、もちろん発達にしょうがいがあるような子みんながみんな、通常学級でいるのがベストではないのかもしれないんですけれども、でもクラスをもうちょっと少人数にしたり、支援する先生とかの人数を増やせば対応できることも多いだろうに、ここの目標と、評価とあそことはずれてしまうかもずれないんですけれども、発達支援という意味ではまた別の方向の、少人数制のクラスだったり、先生の補充みたいなのも盛り込まれると、国立市が求めるインクルーシブ教育により近づくような環境になるんじゃないかなということも、ちょっと思うので、今後の検討にしてもらえるとうれしいなと思います。

【子育て支援課長】 ありがとうございます。この児童発達支援センターは、すみません、ご説明

が足りなくて、未就学のお子さんを対象にした施設ということになっておりますので、主に未就学のお子さんが通うんですけれども、通い方としては通常の保育園ですとか幼稚園に所属された上で、週に1日とか2日程度、この児童発達支援センターのほうにも通所されるという形になるので、ほかのお子さんと一緒に過ごす機会もあり、専門の養育を受ける機会もあるという形になるかと思っています。なので、今委員がおっしゃっていただいたソーシャルインクルージョンというところに関しては、どちらも必要な、いろいろなお子さんと一緒に過ごす機会も必要ですし、専門養育を受ける機会というのも必要かと思っておりますので、そういった観点で、まずはこの取り組みを進めさせていただいております。

教育の点に関しても、おっしゃっていただいたように国立市はソーシャルインクルージョンの教育環境の整備を進めています。通常級という形と特別支援の連携というのもあるんですけれども、今、各学校に特別支援の先生方が通われる形をとっていますので、各学校で特別支援の教育を受けられる形が、まず環境として整っています。それも例えば低学年のうちに特別支援級のほうに通っていたお子さんが、だんだんと、特別支援級に通うことなく通常級に通われるということも多々あるということも伺っていますので、繰り返しになりますけれども、どちらも必要なのかなと。いろいろなお子さんと一緒に教育を受ける機会と、専門的な特別支援教育を受ける機会と、両方必要なのかなと思っていますので、そういった観点で進めていくところでございます。

【会長】 乳幼児期を対象とした児童発達支援センターに関しては、保育所とか幼稚園などと一緒に利用していって、それで児童発達支援センターもさらに利用すると。学校に上がりますと、特別支援学級、特別支援学校などがあるわけですが、そのあたりも恐らくいろいろな配慮がないと、子どもたちにとっては、特別支援学級に行く子どもは特別なんだとか、通常級の子よりも一段低いんだとか、そういう意識みたいなものを持つような状況になってしまうと、分断されてしまうということなので、そのあたりの支援のあり方とか、教育内容などについても、今ご指摘があったようなインクルーシブな方向性で、工夫していただけるといいかなと、お聞きしていて思いました。

【副会長】 今のお話は63ページなんですね。重点ではなくて取り組みで位置づけられているんですね、「ともに歩むインクルーシブ教育の推進」で。これは所管課が教育指導支援課なので、そちらに伺うと、また違うあれが出るんですけど。

【会長】 そうですね。多分教育のほうでどういう取り組みを、工夫して行われているのかというところが、具体的な取り組みがそちらの部署に伺うとお聞きできるかもしれないですけれども。

【子ども家庭部長】 基本的には保護者が希望するように、就学に向けた努力といいましょうか、 を教育委員会も当然するというのは、やっていると思います。

【会長】 それとしょうがいのある子もない子も、友達として同じ地域に暮らしているので、そういう人間関係なんかがつくられていくと、大人になってからもとても大事なことだと思いますし。 はい、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

【委員】 質問よろしいでしょうか。発達支援が必要な子について、小学校の場合は例えば発達相談室などに、担任の先生とのやりとりの中で、ちょっと困り事があるとそちらのほうを紹介していただいて、発達相談というところにかかったりというケースがあると思うんですけれども、未就学児の場合は、どういうところからそういう支援につなげていくきっかけがあるのか。検診とか、そういう場で指摘された場合とかなんですかね。

【子育て支援課長】 おっしゃるとおり、先ほどもご説明させていただきましたが、母子保健と発達支援が一つの係に統合しまして、子ども保健・発達支援係という形でやらさせていただいております。ですので、1歳6カ月検診とか、3歳児検診とかいう中で、発達に少し個性があるお子さんがいらっしゃった場合には、そういったところからまずは一般の相談、そして専門の相談につながっていくという形が、今、取り組みとしてできているところです。

また発達支援事業の中で、巡回相談という形で市内の保育園、幼稚園を回らせていただいているという事業がございます。そういった中で、保育園、幼稚園から、実は心配なお子さんがいるというような形でつながることもございますし、発達支援室もだんだん知名度が上がってきたというのもありますので、飛び込みというのでもないですけれどもお電話でお母様、お父様からから、ここが心配なんですみたいなご相談も、だんだん増えてきていると。

【委員】 なかなか自分から発するのって、きっかけがないとできないと思いますので。ありがと うございます。

【会長】 他にはいかがでしょうか。

幾つか今後の課題みたいなものも挙げられているわけですけれど。

【委員】 今、お話があった児童発達支援センターでは、就学前の子どもたちが中心となり、多分小学校を上がるところも相談に行けるということで、中学校、高校の年になったとき、どういうつながりができるのかなというところが1つと。

もう一つ、すごく難しいなと思って今感じてはいるんですが、18歳以降の支援体制の構築、実現できていないというお話でどこもすごく難しいと思うんですけど、何か目星はありますか。私が勉強したいところもあって。中高生のつながりと、18歳以降で何か見据えた目星というか方針などがあれば、教えていただきたいと思います。

【子育て支援課長】 ありがとうございます。課題の中でも書かせていただいているんですけれども、こちらの発達支援センターでは未就学のお子さんを中心ということでさせていただいているので、小学校もそうなんですけれども、中高生のご相談をいただいてもなかなかお受けできていないところになります。今後開設予定の発達支援センターでは、18歳までのご相談をお受けしていきますので、その中でまずご相談を受けていくんですけれども、つなぐ先としては、市内に今、十二、三カ所あるんですけれども、放課後等デイサービスというものがございます。小学生とかが使われることがほとんどですけれども、こちらは18歳まで通うことができたりしますので、そんな中でもご相談を受け付けてございますので、そういうところにつないでいくというのが一つかなと思っています。

それ以上、何か社会資源ということになってきますと、なかなかないというところが正直なところかなと思っております。思春期になってくると今度、発達の問題以外でもさまざま出てくるということもございますので、そうすると今度、国立市ではしょうがいしゃ支援課というものもございますので、そういった部署とも連携しながら、また若者支援を行っております児童青少年課とも連携しながら、支援をしていくという形になるかなと思います。

【委員】 ありがとうございます。やっぱり大人になるにつれて、本人の意志も出てくる中で、なかなか関わりが難しい子どもたちというのが、関わりがうまくなっていけばいいんですけど、多分いろいろな段階のところでつまずくことがきっとあると思うので、そういうときに、中高生になって、あるいはもう少し先に行っても、戻れる場所というか、相談できるところがあるといいなというのは、すごく感じているところなので。ありがとうございます、教えていただいて。

【会長】 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは2つ目のご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 2つ目のひとり親家庭の自立支援の強化について、ご説明いたします。冊子、総合計画のページとしては59ページとなります。

こちらについては達成度は中としてございます。ひとり親家庭の生活支援、就業・自立支援の充実といったことと、ひとり親家庭が抱える問題に対する相談・支援体制の充実といったことがマターになっておりますが、現状としましては、生活支援につきましては平成29年度より専門相談員による養育費、面会交流個別相談会といったものを年1回、また臨床心理士による個別家族相談会といったものも年2回という形で実施しております。参加状況はここに示しているとおりでございますので、省略いたします。また、ひとり親家庭に対するホームヘルプサービスの派遣回数も、以下に示しているとおり実施しているところでございます、等々を生活支援としては実施しているということが書かれてございます。また、就業・自立支援としましては、ハローワーク立川と共同しまして、出張ハローワークといったものを市役所内で実施、月に1回やってございます。

達成度が中である理由としましては、経済的及び子の福祉の安定に向けた支援、ライフプランニングの個別相談等の実施といったことが、検討として必要であるという認識を持っているところでございます。またホームヘルプサービスについては、サービス料の加算、夜間とか土日、祝日の派遣が難しいといった現状があることを、書かせていただいております。

今後につきましては、経済的安定に向けた支援として、対象者自身がライフプランニングできるような個別相談会等の機会を設けるといったこと、職業訓練給付金事業等と連携して、自立に向けた支援を強化、継続していくといったことを記載させていただいております。

説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、このひとり親家庭の自立支援の強化に関して、いかがでしょうか。ご質問でもご意見でも結構です。

【委員】 質問なんですけれども、生活支援の参加者数が人数としては書いてあるんですけれども、 平成29年度は養育費や面会交流個別相談は6名とか、30年度は7名とかありますけれど、ニーズ がどれぐらいあっての6名なのか、ちょっと見えてこないので、これが満たされているのかどうか、 よく評価というか判断がしづらい。次の診療心理士による個別家族相談もそうなんですけれども。

【子育て支援課長】 定員という形で受けさせていただいております。応募していただいたけれども、ご相談できなかった方がいるかと申し上げますと、定員で全てお受けしている形なので、ニーズとしてはご応募いただいた方は皆さん、ご相談を受けていただいているかと思います。

すごくニーズが少ないというふうに見ていただけるかと思うんですけれども、1つのご相談で1時間から1時間半ぐらい時間をとっているんですけれども、本当にじっくり聞いていただける先生方なので、場合によっては2時間とかそれ以上になったりすることもありますので、お時間は長目にとらせていただいて、ご相談をお受けしているところです。

やはり生活、養育費や面会交流等すごく難しいご相談が多いので、離婚を考えていらっしゃる方、 まだひとり親ではないけれどこれからという方も、当全対象になってきますので、お時間としてはす ごく長くいただいているので、ケースとしては少し少ないような形で。 【委員】 想像なんですけれども、ひとり親の方って多分、育児もして仕事もしてって、すごくご 多忙だから、そういうところに行きたくても行ける時間がなかったり、そういう情報を得られるよう な機会が少ないような印象もあるので、もっと必要な人は多い印象はあるので、インフォメーション の仕方とか、そういう方たちが集まれるような何かとか、わからないですけど、できると救われるお父さんやお母さんが多いのかなという印象も。

【子育て支援課長】 ありがとうございます。おっしゃるとおりひとり親の方は本当に、お仕事をしながら、育児をされながらという方が多いですので、なかなかご相談に来る機会もないし、知る機会も少ないというのもございますので、周知の仕方としては、ひとり親家庭の交流会といったものを、1年に1回ではあるんですけれどもさせていただいております。そういった場で、こういった個別相談会というのをやらせていただいていますというご案内をさせていただいていますし、もう何年にもなるんですけれども、ひとり親家庭の方を対象にディズニーランドへ、経済的に厳しい中で行けないという方もいらっしゃるので、ディズニーランドにご招待するという事業もさせていただいております。大体100名ぐらいの方にご参加いただくんですけれども、そういった場でもご案内をさせていただいたりはしているところです。

【委員】 すごくわくわくするような、ディズニーランドもすごくいいと思うんですけれど、費用をかけなくても、1年に1回ではなくて何回かやって、横のつながりができると、きっとその人たち同士でも解決できる、仲間というかピアというところで連携もできるかもしれないので、お金をかけない集まる交流みたいなのも企画してもらえると、いいかなと思いました。

【子育て支援課長】 そうですね。ひとり親の交流会というのを、「はたけんぼ」というところで、やらせていただいて。1年に1回で3月ぐらいに毎年やっているんですけど、そうですね、回数も検討させていただければと。

【会長】 ありがとうございます。

ひとり親家庭の貧困率が高い中で、養育費をしっかりと確保できれば、貧困解消というところに少しでも役に立つと思いますし、養育費が取れてて3割ぐらいですかね。

【子育て支援課長】 養育費を受けとっている方も本当に少ないです。公正証書のような形で離婚されるときにきちんと決めていても、受けとれていないという方がほとんどだと思います。

【会長】 あと子どもの権利として、面会交流なんかも、離れて暮らす親と出会える機会、DVなんかが絡んでいるとなかなか難しい面もあるかもしれませんが、そういう機会も増やしていけるといいと思いますね。

【子育て支援課長】 会長おっしゃっていただいたとおりで、面会交流はお子さんの権利なんですね。そこを、思いがすごくおありになるのはわかるんですけれども、お母さんのところにお子さんがいらっしゃる場合、別れた旦那さんには会わせたくないみたいな形のお話が多いんですけれども、そうではないですと、面会交流というのはお子さんの権利なのでというのは、何か指導とかではないんですけれども、そういったお話も丁寧にさせていただいたりということはあります。

【会長】 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

さらなる充実に向けて幾つか、まだ今後検討して実施したい取り組みなどもあるというご説明がありました。よろしいでしょうか。

それでは、また先に進んでも後で気づいたことがありましたら、戻ってご質問とかご意見をいただ

いても構いませんので、とりあえず3つ目の説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは続きまして、子ども・子育て総合相談窓口の創設の件についてご説明申し上げます。総合計画におきましては98ページでございます。

こちらにつきましては、1番として妊娠・出産時の支援の推進、2つ目として子育てにかかわる総合的な相談とサービスの案内提供、こういったことを掲げてございます。

達成度としましては、中に位置づけさせてもらっております。

現状ですが、平成29年7月に総合相談窓口、「くにサポ」を開設しております。この開設と同時に、妊婦全数面接を開始しております。達成度につきましては、29年度、30年度の数字を右に示しているところでございます。そのほか、くにサポで受けた相談受付の総数につきましても、同じように示しているとおりでございますので、ご参照いただければと思います。

達成度が中である理由につきましては、③に示しているとおりでございます。妊娠・出産支援について、子育て世代包括支援センター機能の整備を今後要していくということと、不登校・ひきこもりの相談もこちらのくにサポで窓口として受けておりますけれども、相談に応じる相談員の一層の専門性の向上といったことが要されていると認識しておりますので、こちらも達成度が中の理由として示させていただいているところでございます。

今後につきましては、子育て世代包括支援センターを、令和2年の開設予定としております。また不登校・ひきこもりに関する相談員の専門性につきましても、研修等の機会を通じて向上を図っていくということを、今後の予定として記載させていただいているところでございます。

説明は以上です。

【会長】 子ども・子育て総合相談窓口の創設に基づく、相談受付件数などを示していただきましたが、こちらに関していかがでしょうか。

【委員】 質問をすみません、しゃべり過ぎで申しわけないんですけれども。

妊婦全数の面接というのはすごくいい取り組みだと思うんですけれども、本当に妊婦さんが必要としている情報が、その面談で網羅されているのか疑問に思うので、それが全員できただけではなく、妊婦さんの欲しい情報が得られたかとか、妊娠中に聞いたことが産後に生かせたかとか、そういう調査じゃないですけれども、意味のある面接をしているのかはちゃんと評価したほうがいいんじゃないかなというのが1点と。

不登校・ひきこもり相談に関しては、まだまだ件数が、認知度が低いのかもしれないですけれども、 私が知っているだけでも三、四人の子たちが、もうひきこもりで困っているみたいな話を聞くので、 本当に数は、グレーゾーンというか、行きたくない子で行ったり行かなかったりとかを含めたら、本 当に多いと思うんですよね。なので、そこら辺がもっと、救われていなくて悩んでいる親御さんが身 近でもいらっしゃるので、もうちょっと市として何か、動いてほしいなというのを切に思います。

【子育て支援課長】 ありがとうございます。まず妊婦全数面接の評価というのは、おっしゃるとおりだと思います。29年4月から始めたところで、1年半ほどたってきたところですので、一度その振り返りというのも含めて、また評価という形でできるかというのはあるんですけれども、させていただければと思っております。

このくにサポですが、国立市子育てサポート窓口のほうで、妊婦全数面接をやらせていただいておりますけれども、90%以上の方とさせていただいているところです。担当の保健師が今、3名おりまして、その3名でさせていただいているんですけれども、妊婦全数面接をさせていただいた後、妊

振中からの支援が必要と思われる方については、その3名が中心になって、産前から支援をさせていただいてるところです。電話ですとか、訪問などもさせていただいたりしながら、いろいろなご相談をお受けして、産後につきましては保健センターのほうに今度は5名の地区担当保健師がおりますので、そちらのほうもスムーズにつなげられるような仕組みを、今つくらせていただいているので、産前から産後にわたる支援ということで、今後も続けさせていただければと思っております。

あと、不登校・ひきこもりのご相談は、おっしゃるとおりなかなか、くにサポのほうでもお受けできていないというのが、正直な現状かと思っております。認知度といったところもまだまだというのも、もちろんございますし、不登校・ひきこもりのご相談をしづらいというのも、本音としてはおありなのかなと思っています。

先日、11月に、くにサポのご紹介を市報の1面でさせていただいたことがあったんですが、そこに不登校ですとか、ひきこもりのご相談をというのを出したその直後には、二、三件ご相談が来たというのはあったんですけれど、そこからまた、今、ないことが続いていますので、周知の仕方をまず検討するとともに、市として不登校・ひきこもりの方に対する相談窓口のあり方ですとか、支援の方法というのも正直まだ手探りみたいなところがまだまだありますので、総合的に子ども家庭部が中心になって、教育委員会とも連携しながらしていきたいと思っております。

【会長】 不登校に関しては、前の調査結果にも示されていましたように、全国的にも少子化であるにもかかわらず、増えてきていて、国立市でもかなり増えてきていますよね。

【子育て支援課長】 そうですね。はい。

【会長】 不登校とかひきこもりの方は、もう課題の渦中に今あるわけなので、これはぜひ、教育と福祉の連携、あるいはオンブズマンとの連携、さらにはスクールソーシャルワーカーとの連携などもしながら、子どもの視点に立った相談、支援体制をしていくことが、急務かもしれないですね。 他にはいかがでしょうか。

【委員】 質問と少し違うかもしれないんですけれども、さっきの不登校・ひきこもりの相談についてですが、今、学校もとにかく無理にでも学校に来させるという方針から、少し見守るという方針に変わってきていて、それがいいのか、悪いのかというのはまた別の問題としてあると思うんですけれども、増えているというのはそういう影響も多少出てきているのかなというのはありまして。ただ、すごく感じるところとしては、じゃあ、来ないからそれでいいというんじゃなくて、どこかに誰かがつなげてあげて、孤立しないようにするというのが一番大切なんじゃないかと思っているので、その不登校・ひきこもりの相談というのを受けた上で、どこにつなげるかという選択肢がたくさんあると、できるだけあるといいんじゃないかなというのをすごく感じていて。

その辺を考えて、学校教育現場も考えていかなきゃいけないと思いますし、行政のところで考えていただけると、そのつなげるというところが必要なのかなというのをすごく感じます。

【委員】 今の話を聞いて本当に、国立市がこの前やったひきこもりの講演会、斎藤先生の話も聞きに行ったんですけれど、やっぱりひきこもった子どもたちが泣き寝入りして学校に来なくなることで、授業がうまくいくみたいなのが今まで多かったから、学校に行けなくなる原因が大体はいじめか、先生からのハラスメントが多いから、学校に行けないんだったら学校側がほかの居場所を情報提供するべきだと斎藤先生はおっしゃっていて、そういう意識が学校の先生たち全員に持ってほしいなと思うので、そこら辺は教育長か、国立市かわからないですけれども、ぜひそういう認識を学校の先生たちが持つような働きかけも、同時にしてもらえるとありがたいなと思います。

【施策推進担当課長】 ありがとうございます。ひきこもりについて中心に進めていたところではあるんですが、やはりひきこもりが重篤化することの相談というのは、やっぱり不登校から始まっているみたいなところがあって、先ほど委員がおっしゃったように学校に戻そう、戻そうみたいな流れがもともとはあったかと思うんですけれども、それがだんだんと学校に通えない状況でも、別の代替手段とかを使って単位認定をするとか、そういった考え方も文科省のほうで示されていたりとか、国立市教育委員会のほうでもそういうことを考えているところで。

ただ、保護者の方のご要望はやはり、普通にという言葉がいいか悪いかは別にして、普通にうちの子も学校に戻ってほしいみたいなお気持ちもあったり、そういった部分のご相談も受けながら、スクールソーシャルワーカーも間に立ちながら、そこは担任の先生とか学校とも連携をとりながら、進めているところです。

適宜私どものほうにも、個人情報の問題はあるんですけれども、状況としてこういうお子さんがいて、どこかにつなぐところはみたいなご相談をいただいたり、そういったこともあるので、ただそのつなぎ先が豊富にあるわけではないので、そういった部分の開拓とか、連携とかということが、今、課題として考えているところです。

あわせて、この間の斎藤環先生のご講演の中にもあったように、やはり保護者の方たちの考え方ということについてのレクチャーというか、そういったものも必要だよということは、お話の中でもあったかと思うんですけれども、私どもとしては就学児以降の方たちも、うちの子が働いていなくて何とかというお話はあるけれども、でもなぜ働けないのか、なぜ外に出ていけないのかという部分で、親子の対話というのもすごく大事だということを斎藤先生もおっしゃっていたかと思うんですけれども、そういった部分についても保護者の方たちとの対話とかをできる場所であるとか、家族会の創設とかいうところをしておりますので、そういった部分はまだまだスタートしたばかりなんですけれど、しっかりと情報提供しながら拡充していきたいと思っております。

【副会長】 今から2年前に教育機会確保法という法律ができて、学校に行けないのは、もちろんいじめとか人間関係が多いんですけど、結構何となくという子も多いんですよ。何となく行けなくなっちゃうという情緒的な問題というのが結構大きくて。あと、その法律の中には「子どもの休養の必要性を踏まえ」という文言が入ったんですよね。そういう意味では、教育行政が積極的に情報を提供していくと。そういう中で結構スクールソーシャルワーカーの役割が大きいということで、国立市も4名いるんでしたっけ、2名ですか、だからそういう意味ではそういうところを拡充していく必要がやっぱりあるのかなという感じがします。

【会長】 つなぎ先というと、やっぱり社会資源が広域にわたってきますよね。国立市の中ということではないと思うんですけれども。たしか立川市なんかですと、育て上げネットとか、そういったNPOなんかがあったり、そこが不登校傾向にある子どもが通いやすい高校とか、いろいろな社会資源を紹介していたりとかありますので、ちょっと近隣自治体との連携をしながら、なんていうことも大事かもしれないですね。

【副会長】 やっぱり核としては、このくにサポが一番核になるんですよね、情報が集まってくる場所。ソーシャルワーカーが。

【子育て支援課長】 ご相談のお受け先としまして、そうですね、今させていただいています。課題のところにも書かせていただいたんですけれども、相談員がいるんですけれども、専門性みたいなところも、今後研修などを通じて上げていく必要はあるのかなと考えております。

【会長】 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。では、次の生活困窮世帯について、移りたいと思います。まずご説明を お願いします。

【事務局】 続きまして、生活困窮世帯への学習支援事業の推進という項目でございます。計画のページは104ページになっております。

こちらは、ひとり親家庭の子どもへの支援、また生活困窮世帯の子どもへの支援といったことを定めているもので、達成度は中としてございます。

こちらの事業につきましては、平成28年度より生活保護受給世帯を対象に、富士見台で週2回実施していました。それ以降、29年度から30年度の2年については、生活困窮世帯というところまで対象を拡充して実施した。また場所も西福祉館と富士見台の2カ所に振って、それぞれ週1回ずつ実施したという形で拡充を図ったところでございます。参加人数につきましては、示しているとおりでございます。今年度、令和元年度はプロポーサル改めて行って、株式会社と地域団体の2カ所に委託をしているといったところで、本日配付している参考資料として、このようなペラ1枚をつけてございます。この上段と下段のそれぞれの事業所に対して、委託を行っておりますので、ご参考いただければと思います。

これまで経済状況については、平成29年度、30年度は参加者に対して厳密に見ていなかったところですが、令和元年度からはより本来の支援に係る人たちを厳密にするということも含め、経済的要件を改めて敷いて、対象者の絞り込みを行ったところでございます。ただ、それまで通われていた方々につきましては経過措置ということで、今は継続して支援を受けられている状況でございます。

達成度が中になっている理由ですけれども、定員を増やしたり、あるいは児童扶養手当の現況届にあわせてチラシを入れ込むなど、周知の工夫は図っておりますけれども、まだ定員に空きがある状況で、利用に至っていないところがありますので、達成度は中と示しております。

今後につきましては、参加率を高めるための周知方法について検討していくといったことを掲げているところでございます。

こちらについての説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございました。

補足資料も配っていただきましたが、そうしますと、この株式会社トライグループとリング・リンクくにたちの2つの事業者が、受託をしてやっていくということですね。

いかがでしょうか。ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

ちょっと噂というとあれですが、トライに関しては結構全国的にこの事業を受託していて、それで地元でやっているNPOとか、そういった地道にやっていたところが選ばれずに、トライが全部取っていって、でもトライのほうもそんなに担い手を増やせないので、受けたはいいものの、すぐに開設できなかったケースもあるなんていうふうに聞いたりもしていますけど、その辺は大丈夫なんですかね。

【事務局】 今のところ、実施はできていると聞いておりますので、閉設には至っていないと。

【施策推進担当課長】 トライグループは、プロポーザルで決めたときの選定に入らせていただいたんですが、今、会長が言われたような懸念もあるようなんですが、広く登録講師みたいなものはしっかり募っていて、恐らく多摩地域とかこのあたりはそれなりに、豊富に登録講師があるみたいで、メリットとして、トライは普通の塾も持っているので、国立の中にも校舎があって、そこの自習室み

たいなものも開放できるとか、そういった部分をアピールポイントとしていました。このあたりでは うまく運営はできているという状況のようです。

【会長】 そうですか。はい、わかりました。

いかがでしょうか。学習支援事業ですけれど。リング・リンクくにたちさんというのは、どういう 団体なんですか。

【施策推進担当課長】 リング・リンクくにたちというのはNPOの団体で、主に子どもの居場所 事業ですとか、子どもの支援を実施している団体です。市内では駄菓子屋さんを週に2回開いて、そ こを子どもの居場所として、駄菓子をフックにしながら。

【会長】 居場所づくり事業に出てきたところですか。

【施策推進担当課長】 そうですね。そういうことをやっていたり、学習支援とかをやっている団体になります。すごく草の根で、この地域に根差した形で実施しているというグループになります。

【会長】 はい。こちらについてはいかがですか。よろしいですか。

それでは続きまして、次に行きたいと思います。子どもの権利を守る体制づくりの推進ということで、まずご説明をお願いします。

【事務局】 子どもの権利を守る体制づくりの推進と、その下に記載しています子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりの推進、こちら2個をまとめていますので、あわせてのご説明になります。総合計画としましては、上段のほうが42ページ、下段のほうが44ページでございます。まず先に、こちらについて事前に資料を送付できておりませんでしたので、少し細かい説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

内容につきましては多く記載しておりますけれども、全体を通して達成度につきましては中とさせ てもらっています。

権利を守る体制づくりの推進は、5つの内容になっています。1つ目は子ども総合計画推進会議の拡充ということで、推進会議において人権に係る取り組みですとか、議論を行うということを掲げているところです。この推進会議は、市の職員の課長級で組織して例年実施しているんですけれども、現状は子ども総合計画の推進状況の共有ですとか、進捗の確認といったところまで行っておりまして、子どもの権利に係る情報交換、諸施策の検討という議論には至っておりません。

また2つ目の子どもの権利擁護のための普及啓発活動と広報ですけれども、この後、新規の話でもでもお伝えいたしますが、平成29年度に国立市オンブズマン制度が創設されましたので、オンブズマンにおいて普及啓発等の事業を実施しておりますけれども、市総体として人権に係る普及啓発等には至っていないところで示しているところでございます。

3つ目、子ども自身からの相談体制の充実につきましても同じように、オンブズマン事務局が子どもの相談を受け付ける窓口として一つ存在しております。また、子ども総合相談について、先ほども少しご説明させていただいておりますが、くにサポを開設し、ひきこもり、不登校に関する当事者相談の窓口といった体制も整備したところですので、記載をさせてもらっています。そのほか、児童館、学童保育所等、子どもと日常的に接する現場において、日ごろ子ども自身から相談を受けられるように職員研修等を実施しながら、子どもたち自身から聞き取り等を実施することで、職員の質ですとか工夫みたいなものを学び、子どもたちから聞きとる件数も増加傾向に現在ございます。

また関係する機関との密接な連携、ネットワークも図っております。これによって虐待の疑いがある子ども等については、関係機関に迅速に報告するといった連携ができております。ただ、これら全

て見て、まだ一部の施策に限定されているところでございまして、まだまだ相談しやすい空間とか、 環境の形成といったところについては、充実化の余地があると考えてございます。

4つ目、子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりでございます。こちらも当課の中高 生事業等を通じて、子どもの権利ですとか意見の吸い上げる場面といったものは、こちらでつくって おりますけれども、いまだ個別事業の域は出ないといったところが課題としてございます。

5つ目、子どもの権利条例や相談・救済方法の継続的な研究といったところも、個別事業について 実施しているほか、継続的な研究には至っていないので、未実施と記載させていただいております。

以上が、達成度が中の内容も踏まえた説明でございます。理由はここに書いてあるとおりですけれども、市総体としての子どもの権利を保障する条例ですとか、参画のガイドラインについての議論に至っていないといった現状でございます。

【子ども家庭部長】 実は、この第三次国立市子ども総合計画で、もとをただすと第一次総合計画のときから、子どもの人権の条例制定をどうするかという議論をずっとしてきた経過があるんですね。第一次の計画でも制定が必要、第二次でも必要だといいながら、結果としてそこに至らなかったという経過がございます。それで第三次の計画をつくるときに、会長である加藤先生といろいろお話をして、そのときの制定するメンバーの中では、条例を制定してどうするのかという議論があったんですね。条例を制定したからといって、子どもたちの権利が守られるのかどうか。であるよりは、まずしっかりとした子ども参画の仕組みをつくるとか、もっと相談体制をしっかりやるということをやりながら、並行して他市の条例制定の状況ですとか、必要度を見たりというのはしっかり議論することが必要だということで、第三次計画のときには条例の制定というのを優先にはしなかったんですね。

ただ、実際に今見ている中で、子ども参画の本当の仕組みをつくったり、この現状ということは、 やはり我々のやり方が下手なところもあったり、なかなかうまくいかない現状があるんですね。

一方で、今後のところが、私も目を通しながら聞いていただけたと思うんですが、皆様方もおわかりだと思いますが、子どもの虐待の件数というのは全国的に右肩上がりです。千葉県野田市ですとか、目黒区の重篤な、お子さんが亡くなるケース。その後にも鹿児島でたしかお子さんが亡くなったり、最近都内でも、内縁の夫に海外出張に行っている間に、お風呂に沈められたみたいな事件がありました。ああいう報道が出るとすごく目立つんですけれども、やっぱり国立市内を見ても児童虐待の件数は増えているんですね。片やDVを伴う、子どもが犠牲になるというケースがあったり、先ほどお話があったように不登校、それから不登校予備群も含めると中学生で33万人と言われて、教室にも入れない、マスクをして教室にも入っていけないような子がいるという状態。子どもを取り巻く環境というのは本当に、いいのかどうかということの議論を、ちょっと時間をかけてやっていただきたいというふうなことで、事前に会長ともお話をしていると思うんですね。

それぞれ皆さん、委員の方々が、子育てをされている方も、佐藤委員のように児童館で実際に子どもの支援の側に回っていただいている方、先生のようにやっていただいたり、いろいろな状況があるかと思うので、それぞれが思うところの今の子どもを取り巻く環境というのでしょうか、自分のお子さんを通してとか、感じるところ、どんなふうに見えるか、どんなふうなことをやっていったらいいか、ちょっと率直にご意見をいただきたいというのが、今回の大きなテーマです。今回と次回はそこに重点を置かせていただきたいと思っております。

すみません、会長、遮って申しわけございません。

【会長】 いえいえ。はい、ありがとうございます。

それでは、こちらの子どもの権利を守る体制、あるいはそれを具体化する仕組みづくりということで、今、部長からお話もありましたように、国立市における子ども総合計画審議会において、本当にずっと以前からそういう議論が行われていて、今、子どもを取り巻く状況がかなり厳しい中にあって、改めて子どもの権利に基づく施策の推進について、ちょっと話し合っていこうということなわけですけれども。

まず、何かご質問とかございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

この第三次の計画を策定したときに対する、もう一つの状況変化としましては、子どもの権利に関する条約というものが、子ども支援のある意味グローバルスタンダードみたいなものとしてあるわけですね。国連で1989年に採択されまして、日本は1994年に子どもの権利条約を批准しましたので、一応日本の法律になったと。条約を批准すると、法律の格式としては憲法の次に格式の高いものとなりますので、子どもの権利条約が日本の法律となり、それがつい数年前に児童福祉法の理念にようやくしっかりと明記されて、児童福祉法の理念としても、子どもの権利に基づいてあらゆる子どもに関する施策を推進していくといったことが明記されてきたと。そういう状況の変化等もございます。

この第三次の計画をつくったときにも、子どもの権利というものを基盤にして、全体の施策をぜひつくり上げていこうというような合意の中でつくり上げてきたものですから、それをさらに実質化していくために、条例づくりといったものも見据えていくといいんじゃないかという話が出てきているわけですけれど。

いかがでしょうか、何かご意見、ご質問等ございましたら。

【委員】 全然まとまっていないんですが、私、助産師なので、やっぱりお子さんや妊婦さん、産後の方たちと出会う機会は多いんですけれども、お母さん自身がまずは癒されないと、子どもには優しくできないので、産後ケアの充実であったり、社会的にお父さんが育児に参加しやすいような社会の取り組みとか、親がもう疲弊しているとやっぱり余裕はないので、まず親に対してのフォローも大事だと思うし。

子どもの権利と思うと、学校とかで聞いても多分、先生たちの前だとやっぱり先生と生徒となると、自由な意見は出ないかもしれないので、学校ではないような場で、子どもたちが一緒に考えていくような、当事者といいますか、子どもたちが一緒に。この前、「絹子物語」という、重度障害者の方が障害者の条例をつくるとき、当事者が中に入ってつくり上げたという体験劇を見て、当事者の発する言葉の力強さといいますか。最近の子どもたちを見てると、遊ぶ権利とか、ぼーっとする権利とか、休む権利とか、ひきこもりとかもそうだと思うんですけれども、そういう権利が侵されているというか。ある学校では宿題をしないという中学校もあるぐらい、それぐらい自分で考えてちゃんと行動できるようにというところもあると聞くと、何がいいのかわからないし、ここ国立だけの問題ではないのかもしれないんですけれども。

そういう権利はやっぱり、大人は体が大きいので、どうしても立って声を出すだけでも、小さい子 どもたちはもうびっくりしちゃってしゃべれないみたいな場面もあるだろうから、そういう中では全 然権利は守られていないと思うので。子どもたちも含めて、こういうことが考えられたらいいなと思 いました。

【会長】 つくるとなると、子どもも一緒に考えてつくっていかないと、子どもたちにとっても、 あるいは自治体にとっても目指したものにならないので、ぜひそういうプロセスを大事にしながらつ くっていくという方向性は、大事なことだと思いますね。

【副会長】 そういう意味では、これは権利学習というのが大人にも必要なんですよね。やっぱりなかなか、大人自身がわかっていない部分が多々あると思うので、権利条約にしてもそうですし、あまり知られていないんですよね、多分。でも学校の先生なんかはご存じですよね、権利条約。

だからそこから始めないと、なかなか子どもの権利の必要性って、そこまで認識されないし、広がらないのかなというところは、どこの地域でも課題ですよね。だから前提としてそれがあって、次に条例というプロセスがないと。日本で一番最初に条例をつくったのは川崎市というところなんですけど、私、川崎市にちょっとかかわっていたので、そこなんか、まずは大人が学習して、そして子どもも学習してという積み重ねでつくるというのが、一番オーソドックスなやり方かもしれないですよね。先につくっちゃうと形骸化してしまうので。

【会長】 条例の文章だけつくるのは、真似すれば簡単なんだけれども、それじゃあ根づいたものにならないという。子ども参画とか、そういったさまざまな、大人も含めて参加して議論しながら、 積み上げてつくっていくというのが大事ですね。

【委員】 やっぱり今の子どもたち、すごく多忙なので、こういうイベントに来ないような気がして。

【副会長】 そう、多分来ない。ただ、これからもっと忙しくなると思うので、特に小学生なんか。気の毒ですよね、何か。本当に私自身、今に生まれないでよかったと思いますよ。本当に。これから子どもの過労死の時代が来るんじゃないかと。それは学校行きたくなくなりますよね、やっぱり。忙し過ぎちゃうと。先生も忙しいですけど。そういう意味では、大人がそういうところをわかっていないと。

【会長】 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

【子ども家庭部長】 ぜひ遠慮せずに、どんどんしゃべっていただきたいです。それぞれご職業でやっている立場と、実際に自分のお子さんを見たりとか、率直に、本当にどういうふうな子どもたちが現状にあって。

【会長】 課題も含めてですか。

【子ども家庭部長】 はい。そこをやっぱりヒントとしていっぱいいただかないと、我々どういう ふうに進んでいったらいいか、はっきり、行政がそれじゃいけないと言われるかもししれないですけ れど、どういうふうにやっていくべきかというところを本当に、つくるのであればしっかりしたもの を、意味がないものをつくってもしようがないので。本当にご意見をいっぱい出していただきたいと 思います。

【施策推進担当課長】 現在、2月に、ちょっと部としても関わりのある派遣事業に参加をした子どもたちが、先ほどおっしゃっていたように、子どもたちが多忙なので、なかなか集まらないとかいうこともあるので、集めやすいという言い方はよくないかもしれないんですが、今、部長からもあったように子どもたちが今、実際にどう感じているのかとか、どう考えているかというのをある程度、集めやすいメンバーを集めた形で、ちょっと座談会みたいなことをやっていきたいなと考えています。で、企画を立てているところなんですが。

それとあわせて来年度、そういう代表選手型ではなくて、割と広く子どもたちからの声とか、先生 の立場の方、保護者の立場の方からもお話を伺いたいと思いながら、じゃあ、アンケート用紙を配れ ばいいのかとか、そういうことではないと思うので、何かこういうやり方が、絶対いいとかということって難しいと思うんですけれど、こんなのはどうかみたいなこともご発案いただけると、ありがたいと思います。

【委員】 それに関してですけど、例えば市内の小中学校を対象にして、何小の子どもたちと何中の子どもたちを一緒にしてグループをつくって、そのグループワークの中で意見を出し合って、こんなものが必要だとか。こういうことに今、不満があるんだよというのを出し合って、ペーパー1枚でもいいんですけど、こういうことが挙がったよというのを、中学生だったら書けると思うんです。小学生の意見を参考にして。小学生も、中学生ってちょっとお兄さん、お姉さんで、話しやすい相手だと思うんですね。そうすると子どもの本心というか、現状での言い方は悪いですけど、先生がうるさいとか、何言ってるかわかんないとか、何言ってるかわかんないって言っただけで怒られるとかいう方も、今、先生の中で話を聞いたりしてるんですけど。そういう率直な意見が出し合えると思うので、そういうようなこと企画して、子どもの本心というのを文書化して見れるんじゃないかなと思います。

【会長】 恐らく子ども会議みたいなものを開催するにしても、佐藤委員みたいなメンバーが一緒に加わりながら、ファシリテーターというか、子どもとの信頼関係をつくりながら率直な意見をいろいろ出してもらって、じゃあ、そういう課題に対してどんなふうにしたら課題が解決していくことになるんだろうとか、いろいろ議論をしながら、子ども自身も学びながらつくっていく、なんていうことになるのかなという気もしますが。

他にはいかがですか。

【委員】 先ほど野島委員から、お母さん自身が癒されることというのはすごく共感しているところがありまして。自分の体験をぜひ話してほしいということだったので、私は子ども一人いるんですけれども、保育園のときにお友だちとうまく遊べないようだから、加配をつけたほうがいいと保育園の先生に勧められたんですね。私自身は通信制の高校に通っていて、コミュニケーションの面でいろいろと問題があったり、不登校を経験してきた子たちにたくさん接しているんですけれども、いざ我が子が発達障害かもと言われたときの衝撃ってものすごくて、パニックになっちゃったんですね。まさかうちがとか、思っちゃうんですよね。我が子は普通だろうって思ってて。

そのときに、やっぱり母親の、自分がいろいろ学んできたはずなのに、我が子が例えば発達障害でもそうだろうし、もしかしたらしょうがい児だったかもしれないというときの母親の受けとめって、結構大変なんだなというのを知りまして。でもいろいろ話を聞いて、しょうがいという言葉の理解が、私にもまだまだ足りなくて、しょうがいというのが得意なことと不得意なことがあって、不得意なことをこういうふうにすると少し楽になるよというのを学んでいけば、大分本人も変わっていくし、関わりの面もうまくいくということを学んで、しょうがい児ということのイメージが、自分自身も理解できていなかったというのが、我が子で初めてわかって。

なので、お母さんが癒されることというのが大切だというお話はそのとおりで、お母さん自身、本当は父親もそうなんですけど、発達障害について学ぶ機会がどうしたら得られるのかというと、もちろん講演会などを企画するのもいいでしょうし、保育園とかに保護者会があると思うので、そういうときにちょっとお話に行ってもらうとか、発達障害ってこういうもので、それが決して、もちろん程度の差はものすごくあるんですけれども、こういうことを気をつけたり、こういうことを周りがフォローしてあげると、うまくいく部分もあるよというのを、何か伝えられる場があるといいんじゃないかなというのは、すごく思って。

いざ我が子にしょうがいがあるということの受けとめるパニックって、ものすごいっていうのは自分が実感としてありました。でも、今はいろいろお話を聞いて、うちの子もWISCもとったんですけど、知能検査もやって。WISCって、やるだけでも大変なんだなというのもよくわかりましたけれども。それでちょっとアンバランスがあるというのが、でもわかると、受けとめられるというのも知りました。わかると怖くないというか。じゃあ、こういうことを注意すればいいというのがわかると、しょうがいという言葉だけがひとり歩きするんじゃなくて、どういうことが不得意なんだというのがわかると、安心するという。本当は多分父親も学んだほうがいいんでしょうけれど、まずお母さんがそれを少しでも理解して、楽になれるような、お母さん自身が学べる場があると、きっといいんじゃないかなというのは実感としてあります。

【会長】 子どもの権利条約にも、子どもの権利を保障するためには、やっぱり一番身近な存在である親もしっかりとたくさんのサポートを受けるということが、子どもの幸せにもつながっていくということが、示されていますので。

【委員】 思います。

【会長】 いかがですか、羽生委員、何かございますか。

【委員】 今、結構話題になっている本で、子ども向けに憲法を、自分たちの生活の憲法を見つけた、あれ、小学校の図書館に入ったらしくて、子どもたちが今、争うように読んでいるようなんですけど、私も大人の立場として読んでみたいなと、すごく興味がありまして。

そういうふうに自分の生活の中に憲法の解釈を取り入れて、自分が今受けた言葉は法律に違反しているんだよとか、自分が今しようとしていることは法律に触れることなんだよとか、そういう自分がしていいこと、してはいけないことというのがちゃんと、法律として決まっている、保護されている、禁止されていることがあるよというのを、子どものうちからそういうふうに触れられる機会があったら、すごくいいなと思っていまして。

そういう権利があること自体を知らない子どもたちに対して、こういうことで君たちは守られているんだよ、わかりやすい何か、ツールがあれば、子ども自身も自分の権利について考える機会になるのかなと思います。ぜひ読んでみたい本だなと思っています。

【会長】 そういう法律というのが自分の、遠くにあるものではなくて、とても身近なものとして、 自分たちは守られているんだとか、意見を表明することができるんだということをちゃんと認識でき るツールとして、あるといいのかなと思いますね。

【委員】 あと、子ども会議っていうのがあったんですけど、うちの子たち、幼稚園のときにそれをやっていた場面を見たことがありまして、すごくおもしろかったんですね。そのときのテーマは、子どもと大人の違いについて、みんなで語りましょうというテーマだったんですけど、幼稚園児なので、もうひどいこと言われてたんですけど。議長を決めて、書記みたいな子がいたり、記録係がいたり、みんな役割をそれぞれに与えて、かなり活発な意見が出てまして。なので、やり方によっては子ども会議ってすごくおもしろいほうに発展するのかなと。小学生にしても、中学生にしても、もうちょっとレベルアップした感じでできるかなと、さっきちょっと考えました。

【委員】 もう一回しゃべってもいいですか。今、話を聞いていて、お母さん自身が学ぶ機会って本当に大事だと思うんですけれども、本当に困っているお母さんたちって、出てこないんですよね。元気なお母さんしか、そういうイベント系って来ないから、多分本当に伝えたい人には、だから元気なお母さんたちが派生して、そっちのほうの元気じゃないお母さんたちにも伝わればいいなと思いな

がら、私もいろいろなメッセージをお母さんたちに発するんですけれども。

娘が矢川保育園に通っていて、民営化されるからよく来ていただいて、市の方と保護者会とで話し合う機会って設けるんですが、ほとんど来ないんですよね、やっぱり。親御さんも余裕がないからだとは思うんですけれども。だから多分そういう場を保育園でしたとしても、何人の人が集まるかなと思うと、保育士さんたちもすごく考えて、いろいろ伝えたいメッセージをいっぱい伝えようと思ってくれて、企画はしてくれるんですけど、保護者が来ないなという印象がやっぱりあるので。保育園に対してはよくわからないんですけれども、学校に関しては学級公開が土曜日とかにあるときは、それなりに親御さんは来ているから、そういうところでこういう子どもの権利、憲法とか、親も含めたワークショップみたいなのを学校の中で。でも、親が入ると自由に発言しないかもしれないから、子どもチームと、親チームみたいにしてやると、集めようと思えば、来てくださいってやったら来ないから、そういう学校の現場で強制的にじゃないですけど、やる先生は大変かもしれないですけど、やると、それなりの意見は出るんじゃないかなと、今、聞きながら思ったんですが。

ただ学校に居場所がないような子どもたちって、多分そういう場では安心な場所ではないから、自由に発言しないのであれば学童とかのほうが、結構話を聞いてると、学校は嫌だけど学童は好きという子もいるから、そういうほうでやったほうが、心の内を話せるのかなとか。やっぱり安心できる空間じゃないといけないので、担任の先生が威圧的な場所でやっても全然意味はないだろうと思うし。それが適しているのかはわからないですけれども。学校公開は、人が集まると思いました。

【会長】 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。熊川委員、何かございますか。

【委員】 高校の教員として、現状という感じになっちゃうんですけれども。都立高校なのでというか、お金が比較的厳しい家庭の子が多いです。片親の家庭も非常に多くて、虐待を受けてきたという子もかなりいて。その子たちは、そこに線を引いちゃいけないかもしれないんですけど、やはりちょっと情緒がかなり不安定で、私、生活指導部の主任をやっているんですけど、特別指導に入れざるを得ない状況とかあると、どちらかというと親がそういう状況であったり、施設から通っている生徒もいますので、そういう子が多いなという、これまでのところで虐待を受けてきたというのが、本当にここ一、二年で私がびっくりするぐらい数が増えています。親からの虐待から逃げるために、都立高校なんですけど県に移住して、親に居場所を教えない、そこから2時間かけて通っている生徒もいたりして。それが本当にここ一、二年で、もうかなりの数になってきている現状にびっくりしている感じです。

高校生なので、ある程度の自分というものもありまして、全部が全部親の言いなりではないので、逆にそこで親と離れてしまうという子もいるんですけれども。どこかで守ってあげたいなという部分と、高校はどうしても来ないと単位がとれないというところもありまして、教育を受ける権利という部分と普通に暮らしていくというところの難しさに、結構ここ一、二年は、どうしたらいいかなというところを感じている日々が結構あります。

それから、私は体育科の教員なのですが、水泳の授業とかありますとリストカットとかしている生徒がかなり、今、本当に学年で何人もいる状態で、プールに入れないというか見せたくない。だけどちょっと気づいてほしいみたいな、その辺の部分の酌み取り方とか、これは教員としての話になっちゃうかもしれないですけど、そういうところをどういうふうにフォローしてあげたらいいかなというところで、やっぱり早い段階で何か、そういう条例に全部託すわけじゃないんですけれども、大人が

やっぱりどこかでフォローしてあげないといけないんだろうなということは非常に感じながら、仕事をしている感じです。

【会長】 いろいろ貴重なお話、ありがとうございます。そういう子どもたちを守る手段として、この条例というものをつくることが、一つ有効な手段としてあるんじゃないかと。また今まで議論してきても、子どもを担当するのが本当に多様な部署にわたってきている中で、じゃあ、何を大切に子ども施策を、足並みをそろえてやっていくべきかといったとき、条例があることが子どもの視点に立って、子どもの最善の利益を軸にしながらやっていくということの、一つの根拠というか、共通基盤ができ上がると、そういった意味でのメリットみたいなものもあるのかなということを感じています。他にいかがでしょうか。

【子ども家庭部長】 ぜひ佐藤委員に、夏、児童館のキャンプとかも行っていただいて、指導員としての立場で見ていて、今の子どもたちはどういうふうに、私も自分の子どもがいるから、一部わかる部分もあるんですけど、親の前で見せる顔と、友達とかに見せる顔は違うと思うんですけど、どうですか、携わっていて。今の子どもたちをどんなふうに見ていらっしゃるのか。

【委員】 携わっていて、やっぱり現状、結構制約されているというか、狭い中でやっているなという、自分が言いたい意見が出せていないというのがあるなと思っていて。例えば学校の先生に言えないから、自分に言ってきたりとか、「学校どう」と聞いたら、楽しくない、つまんない。「なんで」って聞いたら、何言ってるかわかんないし、勉強する意味がわかんないと言う子が結構いたりして。勉強する意味って、多分学校で教えられるかというと、伝えてないじゃないですか。ただ行くみたいな。子どもたちは義務教育だからというのを知っている、でも子どもたちは義務教育だから行くんじゃなくて、親が行かせる。だからそれは違うよっていうことを伝えたりとか。

そういう知っている言葉はあるんだけど、それが何のためにあるのかとか、そもそも勉強は何のためにするのか、そういうのがわからない状態で、やらされてやっているみたいな形が多くて。そういう部分で結構制約されてるけど、いざキャンプとか行くと、ほんと自由なんですよ。自分でご飯つくったりとか、自分で寝床を確保したりとか。そう見ると、やっぱり普段の子どもたちと接しているときと、キャンプで接するときで、目の輝きが違って。もう開放感あふれてて、1泊2日では足りない、もっとやりたいという意見もあったりとかもするので。子どもが自由に発する場とかいうのもつくれたらいいなと、僕も思っていて。

あと、子どもたちも今、ツイッターだったり、LINEだったり、SNSでつながっている子とかもいて、そこだと自分の意見を発することができたりする子も多くいたりするので、ツイッターでハッシュタグをつけて自分の意見を言ったり。というので、いろいろな意見を集約したりとか。国立市のLINEも子どもたちだけのアカウントをつくって、チャットグループで何かをやり合ったりすると、思ったより子どもたちってそういうのに頻繁に、フォローとかしてどんどん拡散していくと思うので、そういう現在に合ったといいますか、LINEだったりツイッター、フェイスブック、インスタグラムだったり、そういうSNS関係も利用してやっていけたら、子どもたちも楽しく意見を出せるんじゃないかなと思います。

【会長】 子どもたちも実は、話したいこととか伝えたいことはいっぱい持っていて。ただ聞く人がいないというところがあるのかもしれないですね。

【委員】 こちらにもあるんですけれども、児童館、学童で日常的に接する現場でと書いてありますけど、でもこの人には言いたくない、この人の不満があるからこの人には言えないっていうのも結

構あるので、件数が増えたかもしれないですけど、0から1に増えたぐらいだと思うんです、多分。でも実際はもっと言いたいことってあると思うんですけど、職員の方には言いづらい。で、こっちに言ってくる事もあるんですけど、こちらから動きかけることって難しいので、役職も何もないし、かといってその職員の方にそのまま伝えてしまうと、子どものことが守れないという、ちょっともやもやもあったりして。

ちょっとうまく言えないんですけど、そういうような、子どもと職員の間に立つボランティアスタッフだったりって、学生サポートのプラムジャムだったりとかで、イベントとか習い事にも行けるということで、そういうところと連携して、やっていければいいんじゃないかなと思います。

【会長】 そういう工夫をしながらやっていくということが大事ですね。ありがとうございます。

【副会長】 そういうチャンネルが学校以外でいっぱいあると、もちろん学校なんか子どもは猫かぶってるに決まってるんですよね。その後のほうがほんとの本音が見えるところなので、そういうチャンネルがあればあるほど、これも一つのチャンネルですものね、45ページの「子どもの居場所を映像で紹介」。こういういろんなチャンネルがあれば。やっぱり生涯学習、社会教育的な部分って非常に重要ですよね。あとは時間です、やっぱり。

【会長】 そうすると、これについてはこの方向性で、ただ進めていくに当たってはいろいろ課題 もあるので、また次回も含めてちょっと段階的に。

【施策推進担当課長】 そうですね。どんな条例がとかいうことも含めて、来月また、年をあけて 審議会は1月31日だったかと思いますけれども、実施をしますので、今日ここでフィックスという ことではなくて、また一回いろいろご意見をいただければと思います。

【副会長】 何か審議会として、今、皆さんから出た意見をある意味プラスアルファの、審議会の 声明じゃないですけど、これは重点だよねというのを表明してもいいんですよね。今言ったようなこ とが結構重点なんじゃないかと、我々は考える。

【会長】 そうですね。審議会の総意として。

【副会長】 そうですよね。親、大人支援と、子ども支援で分けて、それぞれ今、意見が出たので。 そういうやり方もありですよね。

【施策推進担当課長】 はい。

【会長】 ありがとうございます。恐らくそういう、審議会の意見なんかもこの施策を推進していく上での大きな後押しになってくると思いますので、ちょっと次回も含めて、議論をまた継続ということで、進めさせていただければと思います。

時間が押してきてしまいまして。続きまして、資料No.2の部分について、まとめてご説明をお願いいたします。

【事務局】 続きまして「新規重点的取り組み」という題の資料のほうに移らせていただきます。 まず、そもそものお話から確認させていただくんですけれども、子ども総合計画の冊子、31ページをご覧いただければと思います。こちらは目次のページなんですけれども、この総合計画によって 重点的取り組みとして掲げている事項、21項目についてここに示しているところでございます。

今からご説明させていただく2点については、ここに記載されているものではないんですけれども、 策定以降、事業進捗等があって進めているものについて、重点的取り組みとして新たに追加したいと 事務局で考えているものを、ここでご説明させていただくところになります。

そうした性質にあるものとご認識いただいた上で、今からご説明する内容についてご審議いただけ

ればと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目が、子どもの人権オンブズマンの取り組みでございます。こちらはあわせて43ページをご覧いただければと思います。

一番上に、第三次計画の策定当初の段階で、取り組みとなっている項目で、オンブズマン制度の創設といった記載をさせていただいてございます。こちらは平成29年4月に開設いたしました。それにあわせて事業内容等を示しております、この内容について重点的という位置づけで置きかえたいところでございます。

事業内容につきましては、こちらのペーパーとあわせて、冊子もお渡しさせてもらっております。 30年度の報告書になっておりますので、こちらもページ数が多いんですけれどもあわせてご覧いた だければと思います。

事業内容は、子どもを人権侵害から救済するため、調整活動や救済の申し立てに基づく調査を実施し、調査等の結果、必要に応じて是正等の措置を講ずるよう、勧告や制度改正を求める意見表明を行うといった、市の独自機関といったものになってございます。現在までの実績につきましては、3番の項目で示しておりますが、相談の申し立てについてはお示ししている件数のとおりでございます。

相談の内容につきましては、いじめ、不登校、虐待等を初めとしたことから、友人関係、学校生活 の悩みなどについても相談を受けているような形になってございます。

おめくりいただきまして、その他の実績に移らせていただきますが、オンブズマン事務局創設から 3年目になりますけれども、その周知活動といった状況を示しているところでございます。オンブズ マンカード、リーフレットの配布といったところでございますが、すみません、今日席上に配付して いませんが、こういった形のリーフレットですとか、カードといったものをつくって、子どもたちに も触れやすい形で周知を行っています。また市民まつり等のイベントにおいても参加して、周知活動 を行ったりしているといったことがあります。

相談回数の整理としましては、現状フリーダイヤルを設置しているほか、出張相談会を各所で実施しているところでございます。

また人権意識の醸成としまして、オンブズマン通信という機関誌を、冊子の40ページ以降に、参考として見られる形にしております。このような子どもの読みやすい通信誌を配布したり、子どもオンブズマンの座談会等。イベントを実施するような形で、人権意識の醸成といったものを独自機関としても実施しているところでございます。

今後、令和元年度、今年度から総合計画の終期である令和5年に向けて、どういうことをやっていくかといったことは4番に記載しているとおりですが、子どもとオンブズマンが直接ふれ合えるイベントに参加し、企画していくということを予定したり、子ども自身が相談しやすい環境を整えるために、利用しやすい相談受付方法ですとか、来訪しやすい出張相談会等の実施といったものもあわせて検討していくといったことを、記載してございます。

1件目については以上です。

このまま続けて、2つ目のほうの説明に移らせていただきます。

2つ目は病理教育、すみません、ここ「推進」が抜けているんですが、病児教育推進プロジェクト「ここすき!」についてでございます。ここすき!につきましては、平成29年3月31日に幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育保育要領が改訂されて、30年4月1日に施行されております。ここでのポイントとして、3歳以上の幼児教育に関する記載が、おおむね共通

化されたことにより、保育所が幼稚園や幼保連携型認定こども園同様に、幼児教育施設として位置づけられたことがございます。また、幼児教育から就学期のつながりも明確化されるとともに、保育所、保育指針においては、0歳から幼児教育の重要性といったものが記載されたところでございます。

これを受けて、幼児教育環境の向上を目指し、子どもが将来に向けて生き抜く力を身につけていくための基礎となる非認知能力の視点を、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園における実績や、乳幼児の家庭内での保育に生かせるよう環境づくりを推進していくために、プロジェクト「ここすき!」を発足させたところでございます。

事業内容は②に記載してございます。ひろば「ここすき!」の運営といったものと、関係機関合同研修や合同研究といったことを行う。また乳幼児教育に係る啓発や推進といったことを行っていると。ここの1番目にパンフレットによる啓発と記載してございますが、パンフレットも本日あわせて、参考として配付しておりますので、ご覧いただければと思います。

ページをおめくりいただいて、現在までの実績についてはここに示させていただいたとおりでございます。先ほどもお伝えしたとおり、生き抜く能力の視点を、保育園、幼稚園での幼児教育の実践や、未就学児童の家庭内保育に生かせる環境づくりといったことを、以下のとおりの実施内容として進めているところでございます。

ここすき!という広場の運営ですが、30年度は2クラス、令和元年度は市内2カ所でグループ 10人3クールという形で実施しています。子どもたちが自分の自信を持って、友達と共感し合いな がら、力強く成長していくことができる子育て広場を、実施しているところでございます。

また幼児教育の講演会といったものを開催してございます。平成31年2月12日、レッジョ・エミリアにおける幼児教育の取り組みといった講演を実施しております。これはイタリアの都市、レッジョ・エミリアという都市がまちぐるみで幼児教育に取り組んでいる都市ですので、そこの取り組みについて学ぶ機会として、実施したところでございます。

3番目には、先ほどお見せしたパンフレットの発行、現在4種類を作成して配布しているところで ございます。またここすき!コラムといった連載等も実施しています。

そのほか、幼稚園訪問インタビューを実施。ここすき!広場での写真展についても開催しているといったところが、これまでの実績でございます。

今後におきましては④に示しているところでございます。令和4年度に矢川複合公共施設という、 児童館とか子ども家庭支援セーター等を入れた、複合公共施設が矢川駅のほうに開設する予定で、今、 準備を進めているところでございます。

これら、乳幼児から18歳までの子どもの育ちや子育て家庭の支援を考えた場合に、連携性、一体的に取り組むといったことが効果的に行われる施設として認識できるものというところかと思います。このことを踏まえて、子ども施策の重点的取り組みとして、我々が取り組んでいる幼児教育推進プロジェクトについても、この矢川複合公共施設において、幼児教育センターという形で設置していくことを予定しております。このセンターは、まち全体で子どもと大人の双方が創造性を発揮し、段階的な活動を通してともに学び、育ち合うかかわりをつくる、幼児教育の環境づくりを進めるというものです。子どもたちが将来の夢の実現に向かって、生きる力をつけられるように、地域ぐるみ、まちぐるみで子どもを育てるといったことを目指していくといったものでございます。

これにつきまして、今後矢川複合公共施設を運営していく予定になっております、社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団の事業の一環という形で、この幼児教育授業を展開していくことを予

定しているものでございます。

簡単ではございますが、審議項目 2 点についてのご説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

【会長】 新規事業について、2つご説明いただきました。

それではご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

【委員】 ちょっと思ったのは、子どもも「子どもオンブズマン通信」とか持って帰ってくるんですけれども、1年生だからというのもあると思いますけど、読んでるのか読んでないのかわからないので、配布したからといって認知度が必ずしも数値には、もちろん高学年とかにはなっているのかもしれないですけれども、なっていないのかなと思うし、子どもがわかりやすいようなイラストだったりはするんですけれども。

この緑の冊子の48ページの中に、「児童虐待って何」という言葉はあるけれども、果たして子どもがこれを読んで、自分の生活と近づけて考えられるかなというところで、性的虐待というところでも、私はこの前、幼児向けの命の授業をやったんですけれども、やっぱり最近、水着ゾーンとかの話はするんですけど、やっぱり触られるのって、服の上からでも触られるんですよね。それで触ったか、触らないかわからないような感じで触ってくるから、あれみたいな感じでも、それでもやっぱり性的虐待だから、それは嫌だって言っていいんだよというようなこととかも、自分の体は服を着ていても大事だから、そういうときは嫌だって言おうね、みたいなことは幼児にも言ったんですけれども。

この文章ではそういう方向まではつながらないと思うので、やっぱり自分の実生活と伝えたい人権というのがつながるような、文字ではない、それはお芝居がいいのか、アニメみたいなテレビみたいなのがいいのか、よくわからないんですけれども。今の子は集中してずっとお芝居を見るというのも難しいのかもしれないんですけれど。だからもっと違ういろいろなアピールをしないと、子どもには伝わっていないことが多いんじゃないかなというのを一つ、感じました。

【会長】 「オンブズマン通信」を見た感じ、あんまり子ども目線じゃない感じがしますね。

【副会長】 これ、振り仮名を振ってある語と、振っていない語は、何か使い分けているんですかね。中学生用、小学生用なのかな。途端にかわいらしいので振り仮名を振ってあったりとか。これ、別々なんですか、小学生と中学生。どうなんでしょう。

【子育て支援課長】 恐らく。

【副会長】 何か簡単に、ちゃんと振り仮名が振ってあるのもありますもんね。

【会長】 あとは、実際に解決事例なんかも蓄積されてきたのであれば、もし、ここに相談するとこういうふうな対応があって、こういう解決に至るみたいな、何か架空の事例でもいいので、わかりやすい事例があるといいかなと思いますね。

【副会長】 結構興味深いのは、31ページに小学校1年生から相談がある感じなんですよね。表 6。相談はあれですよね、小学校1年生3人もいる……。

【会長】 子ども本人の。

【副会長】 ええ、そうですよね。

【委員】 話がまたすみません。その先のでも何かちょっと感じたのが、先生たち向けへの講演会とかも、結構皆さんに集まって……、こういうのはどの方を呼ぶかとかを決めるのとかって、上の人たちが決めていくんですかね。これって、でも環境の大切さの理解を深めるというところで。

私は助産師なので、助産師の専門家として今の保育士さんたちにも知ってほしいなと思うようなテ

ーマとかもあったりするので、そういうのを意見するような場所があれば、別に私のほうが正しいわけじゃないんですけれども、一意見として、こういう人を講師として呼んでほしいみたいなことが意見できる、こういうところでできますよみたいなのがあれば、応募したいなと思ったり。

あと、矢川プラスのことですよね、この一番最後の幼児教育センターとか。これからつくるんですものね。これこそ、まだでき上がっていないので、中高生にどういう場所が欲しいか、ぜひ意見を募って、それが可能かどうかというところを。もう箱ができちゃうと難しいので、今度も21日か何かにありますけれども、そういう応募じゃなかなか中高生は来ないと思うので、何かしらの形で意見を聞いて、建てる前に意見を聞かないとという気になっちゃいます。

【施策推進担当課長】 ありがとうございます。今いただいたように、既に中高生を対象に、児童 青少年課の方でワークショップをやった部分に担当部署の職員も来てもらって、そこでいろいろ意見 をもらったり、そういった大人が集まるところにそのメンバーに来てもらったり、そういった形でや っています。

ただ、やっぱり広く公募はしていますけど、忙しい子どもたちはなかなか来れないということもあるので、ただ担当部署のほうとしても、児童館機能が入りますし、今までどうしても国立の児童館は学童と併設されている関係で、小学生中心の施設的な雰囲気もあるので、今、中高生の居場所も非常に大きな課題になっていますので、この矢川プラスについては中高生も自由に、また、行きたいと思える空間にしたいということがあるので、そういった声については募るということで、今は中身をいろいろ考えているところなんですが、その中でも意見をもらいながらやっていきたいということでやっています。ありがとうございます。

【児童青少年課長】 講演会についてご意見をいただきましたが、講演会についてもやはり幼児教育の取り組みの中で、今年度は具体的にどういう形になるか、今検討しているところなんですけれど、今年もまた2月にやらせていただく予定になっています。

こういう形のものは今後も続けていきたいと思っているんですけれども、必ずしも講演会の形でなくて、例えば幼稚園の保護者の方とか先生とか入っていただいたワークショップみたいなものとか、いろいろな形ができると思っています。今後皆様のご意見をいただきながら、どんな取り組みをすれば国立の幼児教育を進めていけるのかということを、ちょっと考えていきたいと思っております。

【会長】 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

新規のほうは時間が少し限られてしまって申し訳ないんですが、また次回も、重点施策の取り組み についてのお話ということになりますので、今回のことで後で気づいた点等ございましたら、また出 していただければと思います。

続いて、次第の3番にいきたいと思います。今後のスケジュールについてということで、ご説明を よろしくお願いします。

【事務局】 それでは、資料No.3をご覧ください。次回、第7回につきましては、新年明けた令和2年1月31日の金曜日を予定しております。ここで、議論いただいた第2期子ども・子育て支援事業計画、及びその中に包含しています第2期国立市放課後子ども総合プランにつきましては、答申という形で予定させてもらっております。

また本日議論いただいた総合計画の中間評価につきましても、引き続きこのタイミングでご議論いただければと思ってございます。本日議論いただいた、子どもの権利に関する内容について、引き続

きご意見いただくとともに、またここでは新規の重点項目として、我々のほうで付していきたいと考えているものも、また改めてお示しする予定でございますので、よろしくお願いいたします。

また第8回、第9回について、日付はブランクにしてございます。今日、全委員から日程調整の確認をいただきましたので、いま一度こちらでお預かりさせてもらって、近日中に日程を確定の上で、再度皆様にご連絡したいと思っておりますので、お待ちいただくようよろしくお願いいたします。 説明は以上でございます。

【会長】 一応議題は以上となりますが、何かお伝えしたいこと等ございますでしょうか。 それでは、今日もさまざまな貴重なご意見を出していただきまして、ありがとうございました。以 上をもちまして本日の会議は終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —